

会議要録

会議名	平成25年度第1回 八王子市消費生活審議会	
日時	平成25年6月14日（金） 午前10時～午前11時30分	
場所	市役所特別会議室	
出席者氏名	委員	和田清美委員（会長）、鈴木麗加委員（副会長）、石見光夫委員、北川寧楽路委員、佐藤万里子委員、樋口悦子委員、深沢靖彦委員、梶原寸真子委員、赤木省三委員
	事務局	荒木紀行生活安全部長、山崎寿子消費者行政担当主幹 福田秀之課長補佐、大谷平行主任、齊藤さくら主事
欠席者氏名	栗本正男委員	
議題	（1）会長、副会長の選出について （2）八王子市消費生活基本計画実施状況の検証について （3）その他	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由		
傍聴人の数	0名	
配付資料名	<p><当日配付資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・八王子市消費生活条例施行規則（資料1） ・八王子市消費生活基本計画における平成24年度実施状況の検証について（依頼）（資料2） ・八王子市消費生活基本計画の評価・検証方法について（資料3） ・平成24年度消費生活基本計画の実施状況（資料4） ・消費者教育の推進に関する法律の概要 	
会議の内容	<p>事務局：栗本委員から欠席の連絡がありました。委員10名のうち9名の出席をいただいておりますので、八王子市消費生活条例施行規則第6条第6項に基づき会議は成立していることを報告します。</p> <p><会議は公開、会議録の作成、委員名簿のホームページの公開について、委員の承認を得て公開となる。></p> <p><傍聴者がいないことを報告></p> <p><配付資料の確認></p>	

■議題（１）について

事務局：議事１の「会長、副会長の選出について」を議題とします。
消費生活条例施行規則により、会長、副会長の選出は委員の互選によることになっています。何かご発言はございますか。

深沢委員：委員が半数入れ替わっていますが、引き続き和田委員を会長に、鈴木委員を副会長にお願いすることを提案します。

<他の委員から異議なしの声あり>

事務局：和田委員が会長に、鈴木委員が副会長に決定しました。

<和田会長及び鈴木副会長の会長席・副会長席への移動・挨拶>

事務局：これより、議事進行を会長にお願いします。

■議題（２）について

和田会長：それでは、議事２の「八王子市消費生活基本計画実施状況の検証について」です。基本計画は昨年３月に策定し、計画に沿って事業を実施しております。計画は毎年、検証・評価し、その結果を公表することになっています。検証・評価については、昨年度にその基準を詰めているところです。事務局から説明をお願いします。

事務局：まず、基本計画について概要を説明します。

<八王子市消費生活基本計画に沿って計画の構成、担当所管課等について概要を説明>

- ４ページ、「計画の基本的な考え方」
- １６ページ、「重要課題と施策の体系」
- １８ページ、「重要課題１の安全・安心な消費生活の確保及び施策の方向」
- ２３ページ、「重要課題２の消費者教育の充実及び施策の方向」
- ２７ページ、「重要課題３の消費者被害の未然防止・救済及び施策の方向」

この５ヶ年で各所管課が計画どおり進んでいるのか確認していく必要があります。昨年度の審議会で、資料３「八王子市消費生活基本計画の検証・評価方法について」ご意見をいただきました。

<審議会からの意見について、４項目を説明>

１. 担当課により「主な取り組みに対する実施状況」、「自己評価（実績・成果・期待）」、「今後の課題、取り組み予定」を明らかにする。
２. 上記を記載するにあたっては、できるだけ数値を盛りこむとともに、文言により具体的に記載することが望ましい。
３. 評価・検証については、「施策の方向」毎に、消費生活センターが行うとよい。
４. 消費生活センターによる検証について、審議会において検討し、意見を提出する。

今年度（平成25年度）は、24年度の各所管課の基本計画の実施状況を資料4「平成24年度消費生活基本計画の実施状況」で確認するため、各所管課に7月中旬を期限に現在照会中です。消費生活センターではヒアリングを通じて数値、正しい文言になっているのか検証を行い、施策ごとにこの表を完成させていき、審議会では意見をいただく流れになっています。今回、資料2「八王子市消費生活基本計画における平成24年度実施状況の検証について（依頼）」に基づく平成24年度実施状況の検証について、審議会からご意見を頂戴したいと思います。

和田会長：初年度であり、初めて検証・評価をすることで、試行錯誤があるかと思いますが、進めていきたいと思っています。現段階は、各所管課に照会中ですが、今後のスケジュールはどうでしょうか。

事務局：資料4「平成24年度消費生活基本計画の実施状況」を各所管課に記入してもらい、まとめは10月、11月を目途に丁寧に時間をかけていきます。

和田会長：現時点でのご質問・ご意見はありますか。

梶原委員：ヒアリングはどのようなイメージになりますか。

事務局：まず、各所管課に記入してもらい、疑問等を確認します。また、ヒアリングを通して、各所管課と消費者行政の重なる部分等を担当課に伝えていきます。今回は、審議会からのご意見をもとに、一律に各所管課に照会をしました。

和田会長：基本計画に係る各所管課への照会で、反応はどうですか。

事務局：今のところありません。基本計画に基づいて、各所管課に照会するのは今回が初めてなので、今年度が重要と考えています。消費生活センターから各所管課に照会し、回答を得ることが消費生活基本計画の重要な目的でもあります。

鈴木副会長：審議会は各所管課から出たものを検証するのではなく、消費生活センターが検証したものを審議するものですが、消費生活センターの検証結果だけで審議会が検証できるか疑問です。審議の中で、資料も提供してもらわなければならないと思います。材料がこの実施状況の表だけでは、判断が難しい部分があります。良いものを出していきたいので、試行錯誤していく中、審議会の検証結果の提出期限、スケジュールを知りたいです。

事務局：今年度は期限を設けなくて、丁寧にやりたいと考えます。

鈴木副会長：今回の検証結果は、次年度の計画に反映させないのでしょうか。

事務局：予算編成は、9月から行っていくので、反映は間に合わないものもあります。

和田会長：何のための検証かを考えたときに、消費生活基本計画の32ページのPDCAを見ると、筋が違うのではないのでしょうか。検証は次の計画のためにあり、来年度も行わなければいけないので、先が見えないと何のために行っているのか判らなくなってしまいます。

鈴木副会長：計画は5年間しかありません。26年度に反映できないと、残りは27、28年度しかありません。

事務局：予算には反映されないものの、講座の内容などには反映できるかと思っています。

深沢委員：新委員には、昨年度の第1回、第2回の議事録をお示ししておりますか。

事務局：まだ、お渡ししておりません。

深沢委員：議事録がよくまとまっています。計画の検証・評価するには、新委員に議事録をお渡ししないと判りづらいかと思います。

事務局：お渡しします。

鈴木副会長：検証方法では、かなりの添付資料を読み込まないと難しいです。

和田会長：ヒアリングシートもあると判りやすいです。もう少し詳細に行程表

もお示していただいた方が皆様に判り易いと思います。

事務局：行程表については、事務局案としてお送りします。

和田会長：個別事業ごとに次年度に反映させて検証できるように資料を用意してほしいです。

石見委員：計画が5年で終わるものではありません。他の部署には、消費者の定義が曖昧で、消費者イコール市民と言っても良いし、消費者問題を認識するには、まだまだ手さぐりの状態で良いと思います。

赤木委員：初めてで、一年目をゼロから組み立ていく辛さがあります。次にルーティンにもっていく辛さがあります。消費生活センターの庁内での立場があります。従来の立場から審議会を背負っての事務局の立場で、ヒアリングする時に、いい意味で各所管課にヒアリングができると思います。ヒアリングシートがあったほうが良いと思うのは、最終的に文字になる前に、ヒアリングで事務局と各所管課とのやり取りの中にエクスがあると思います。ヒアリングシートがあると審議会で検証が行い易いです。審議会のパワーを利用してもらい、今までの消費者行政を一回り大きくしてもらいたいと思います。

事務局：条例を改正して主幹を置き、消費生活審議会、啓発推進委員、消費生活センターを条例に位置付けました。その中で、各所管課に照会しています。事務局が検証結果を初年度の中で、できる限り早く作り上げていきます。

和田会長：これから作り上げていきますが、今年度の事業評価は来年度に反映するわけです。次年度に向けては、審議会で議論したものをスケジュールに入れてもらいたいので、とりまとめをお願いします。

事務局：今年度はどこの部分を行うのか事務局で整理をしていきます。各委員の皆様は精査内容の情報を提供させていただきます。

北川委員：私は、新委員ですが、前回までの議事録は、審議会を傍聴したり、市のホームページを見ていました。次回はもう少し判りやすいものをお願いしたいです。

事務局：委員のご意見をいただき、良いものにしていきたいです。

樋口委員：この審議会は、最終的には市民の皆様がより良くする目的で行っていることが趣旨で、そのために審議会ではどうしたらよいか提案をしてきたものと理解してよろしいでしょうか。

和田会長：そうです。

北川委員：このような資料（八王子市消費生活基本計画）をどのくらいの方が見られているのでしょうか。事務局は把握していますか。私は別の協議会に属していましたが、資料はあまり見られていないとの意見がありました。事務局としてはどのくらいの方が見ているか把握していますか。

事務局：各図書館、市のホームページに掲載していますが、どのくらい見ているか把握はしていません。

北川委員：最終的には市民が賢い消費者になっていくことが一番重要なところですね。市民に情報が伝わっていくことが必要であると思います。

事務局：消費者教育が市民にどこまで浸透しているか、浸透させることが私ども消費生活センターの業務です。その一つとして出前講座があり、基本計画に基づいて行っているところです。

鈴木副会長：どのような位置づけで、出前講座を行っていくのか。この基本計画に触れて、市民に浸透するようにしていって良いのではないのでしょうか。

事務局：出前講座もいろいろな方を対象に行っており、機会があるごとに、基本計画について説明しています。消費生活センターが話す機会が増えていきますので、工夫をしていきたいと考えます。

北川委員：南口総合事務所で行われていたパネル展で、あまり市民が見ていな

	<p>いと感じました。</p> <p>赤木委員：開催期間中にお客様の動きを調査しましたが、8割の方が見ておりません。2割の方がパネルを見ていました。見ていただけるような工夫が必要です。</p> <p>和田会長：これも検証・評価になっています。</p> <p>事務局：パネルの見せ方が重要であり、反省の一つになっています。</p> <p>和田会長：パネルの内容自体に関心があるのか、自分たちには関心がないのかもあります。パネルの内容にもよります。</p> <p>赤木委員：今回のパネル展は節電か発電か、悪質商法の統計表による注意点、自分たちの活動を紹介しました。事務所に来た方に、関心をもっただけでなく難しさがあります。</p> <p>和田会長：情報が大事です。その他で何かありますか。</p> <p>事務局：昨年の12月に施行された消費者教育推進法について、簡単に説明させていただきます。</p> <p>＜資料「消費者教育の推進に関する法律の概要」に基づき説明＞</p> <p>事務局から2点あります。1点目、議事録の署名の順番について、会長、副会長を除き、名簿順で石見委員となります。2点目は次回の審議会の開催は会長と調整後となります。</p> <p>＜生活安全部長の挨拶＞</p> <p>和田会長：これで本日の審議会を終了します。お疲れ様でした。</p> <p>—閉会—</p>
<p>会議録署名人</p>	<p>平成25年8月16日 石見 光夫</p>